保発0618第１号

　　　公益財団法人東洋療法研修試験財団

 　　　　奈良　信雄　殿

　　令和７年５月28日付東療生第26号で申請のあった公益財団法人東洋療法研修試験財団を、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和２年３月４日付保発0304第１号保険局長通知）の別添「受領委任を取り扱う施術管理者に係る研修実施機関の登録規程」の６の規定により、登録研修機関として下記のとおり登録を更新する。

　　なお、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和２年３月４日付保発0304第１号保険局長通知）のⅡ施術管理者研修を遵守すること。

　　また、これに適合しなくなった場合には、登録を取り消すこともあるので注意されたい。

　令和７年６月18日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　厚生労働省保険局長

記

　　一　登録番号

　　　　　１

　　二　登録研修機関の名称及び主たる事務所の所在地

　　　　　名　称：公益財団法人東洋療法研修試験財団

　　　　　所在地：東京都台東区上野７丁目６番５号

　　三　研修の業務を行う事務所の名称及び所在地

　　　　　名　称：公益財団法人東洋療法研修試験財団

　　　　　所在地：東京都台東区上野７丁目６番５号VORT上野Ⅱ６階

　　四　登録の更新年月日

　　　　　令和７年９月１日

　　五　登録期間

　　　　　令和７年９月１日から令和12年８月31日の５年間